

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公開番号】特開2005-216225(P2005-216225A)

【公開日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【年通号数】公開・登録公報2005-031

【出願番号】特願2004-25417(P2004-25417)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/00 (2006.01)

B 42 D 15/10 (2006.01)

G 06 K 17/00 (2006.01)

G 07 G 1/12 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 4 1 4

G 06 F 17/60 4 0 2

B 42 D 15/10 5 0 1 L

G 06 K 17/00 A

G 06 K 17/00 L

G 06 K 17/00 S

G 07 G 1/12 3 2 1 P

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月15日(2006.11.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オペレータによる商品情報の入力に基づいてクレジットカードの決済処理を行うクレジットカード処理制御方法であって、当該決済処理が所定の条件に該当する場合、前記クレジットカードを利用する利用者から提示された身分証明書の画像読み取りを行うものにおいて、

前記クレジットカード上の磁気ストライプから当該クレジットカードのカード番号を含む磁気ストライプ情報を読み取る磁気ストライプ情報読み取り工程と、

前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定する画像読み取り決定工程と、

前記身分証明書の画像読み取りを決定した場合、前記身分証明書の画像を読み取る画像読み取り工程と、

を備えたことを特徴とするクレジットカード処理制御方法。

【請求項2】

前記画像読み取り決定工程では、前記磁気ストライプ情報の読み取りが正常に行われなかった場合、前記身分証明書の画像読み取りを決定することを特徴とする請求項1に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項3】

前記画像読み取り決定工程では、前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に代えて、前記オペレータからの画像読み取り指示の有無に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定することを特徴とする請求項1に記載のクレジットカード処理制御方法

。

【請求項 4】

前記商品情報の入力に基づき、前記クレジットカードの決済金額を算出する決済金額算出工程と、

前記決済金額が、予め設定された基準額を超えるか否かを判別する決済金額判別工程と、をさらに備え、

前記画像読み取り決定工程では、前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に代えて、前記決済金額判別工程における判別結果に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定することを特徴とする請求項1に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 5】

前記決済金額を判別するための基準額を設定する基準額設定工程をさらに備えたことを特徴とする請求項4に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 6】

少なくとも、前記磁気ストライプ情報から抽出された前記クレジットカードの利用者に関する情報を含む前記決済処理の過去の履歴情報を記憶する履歴情報記憶工程をさらに備え、

前記画像読み取り決定工程では、前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に代えて、前記クレジットカード利用者の前記履歴情報の有無に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定することを特徴とする請求項1に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 7】

前記商品情報の入力に基づき、前記クレジットカードの決済金額を算出する決済金額算出工程と、

少なくとも、前記磁気ストライプ情報から抽出された前記クレジットカードの利用者に関する情報と、前記決済金額に関する情報を関連付けた前記決済処理の過去の履歴情報を記憶する履歴情報記憶工程と、

前記履歴情報を参照し、前記クレジットカード利用者の今回の決済金額が同じ利用者の過去の最高決済金額を超えるか否かを判別する決済金額／履歴判別工程と、をさらに備え、

前記画像読み取り決定工程では、前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に代えて、前記決済金額／履歴判別工程における判別結果に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定することを特徴とする請求項1に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 8】

前記履歴情報記憶工程では、前記決済処理毎に、前記利用者に関する情報の他、少なくとも、当該決済処理のトランサクション番号および前記磁気ストライプ情報から抽出された前記クレジットカードのカード番号に関する情報を関連付けたクレジットカード取引証明データを記憶し、

前記トランサクション番号、前記利用者の氏名、前記カード番号のいずれかが指定されることにより、これらの情報を含む前記クレジットカード取引証明データを検索する検索工程をさらに備えたことを特徴とする請求項6または7に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 9】

前記身分証明書の画像をOCR処理することにより当該身分証明書に記載された証明書番号を含む身分証明書情報を抽出する身分証明書情報抽出工程をさらに備え、

前記履歴情報記憶工程では、前記身分証明書の画像読み取りを行った場合、前記クレジットカード取引証明データとして、前記身分証明書情報をさらに関連付けて記憶し、

前記検索工程では、前記トランサクション番号、前記利用者の氏名、前記カード番号、前記証明書番号のうちいずれかが指定されることにより、これらのデータを含む前記クレジットカード取引証明データを検索可能であることを特徴とする請求項8に記載のクレ

ジットカード処理制御方法。

【請求項 10】

前記検索工程において検索された前記クレジットカード取引証明データを、前記決済処理結果をレシート上に印刷する印刷手段を用いて印刷する検索結果印刷工程をさらに備えたことを特徴とする請求項 8 または 9 に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 11】

前記画像読み取り決定工程における決定事項を報知する報知工程をさらに備えたことを特徴とする請求項 1 ないし 10 のいずれか 1 項に記載のクレジットカード処理制御方法。

【請求項 12】

コンピュータに、請求項 1 ないし 11 のいずれか 1 項に記載のクレジットカード処理制御方法における各工程を実行させるためのプログラム。

【請求項 13】

クレジットカードの決済処理を行うと共に当該クレジットカードを利用する利用者から提示された身分証明書の画像読み取り機能を有するクレジットカード処理装置において、

前記クレジットカード上の磁気ストライプから当該クレジットカードのカード番号を含む磁気ストライプ情報を読み取る磁気ストライプ情報読み取り手段と、

前記磁気ストライプ情報の読み取り結果に基づき、前記身分証明書の画像読み取りを行うか否かを決定する画像読み取り決定手段と、

前記身分証明書の画像を読み取ることを決定した場合、前記身分証明書の画像を読み取る画像読み取り手段と、を備えたことを特徴とするクレジットカード処理装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

このような現状を踏まえ、米国では、ユーザから提示されたクレジットカードに基づき、それらの情報と個人の顔写真とがデータベース化された身元確認情報を用いて本人確認を行う身分証明システム（イメージデータ L L C 社）が提案されている（例えば、特許文献 1 参照）。

【特許文献 1】特表平 11 - 509015 号公報（図 1 等）

【特許文献 2】特開 2003 - 256787 号公報（請求項 1 等）

【特許文献 3】特開 2002 - 352166 号公報（請求項 3 等）

【特許文献 4】特開 2001 - 297064 号公報（請求項 1 等）

【特許文献 5】特開 2000 - 247070 号公報（0001 等）